

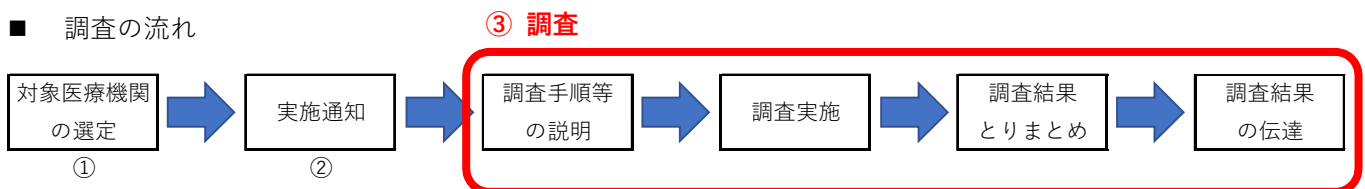
保険医療機関における指導・監査等について

第5回 適時調査について

■ 適時調査の概要

適時調査は、施設基準の届出を行っている保険医療機関について、届出内容を調査・確認するとともに、施設基準について周知徹底及び適正化を図ることを目的として実施されます。調査にて施設基準を満たしていないことが判明した場合、診療報酬の返還が求められます。また、虚偽の届出や届出と実態が相違し、不正又は不当が疑われた場合、個別指導（医業経営ニュース Vol.7「個別指導について」参照）に直結するため、注意が必要です。

■ 調査の流れ



① 調査対象医療機関の選定

原則として**病院が対象**となります。実施頻度としては年1回とされていますが、都道府県によっては、対象となる病院をまわりきれず、2～3年に1回程度となっているところもあります。個別指導（新規個別指導含む）の対象となっている病院は、適時調査を併せて実施されることが多くあります。

② 実施通知（事前提出書類・当日準備書類）

調査日の1か月前に通知されます。通知書には、事前提出書類が記載されており、調査日の10日前までに提出が求められます。また、調査前日の午前中には、当日準備書類の一覧がFAX又はメールで届きます。事前提出書類・当日準備書類は、施設基準の届出状況等により内容が異なります。

【事前提出書類の一例】

- (1) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）
- (2) 入院基本料等を算定している病棟の勤務実績表
- (3) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式7）
- (4) 組織図及び平面図
- (5) 掲示物の写し（写真でも可） 等

【当日準備書類の一例】

- (1) 入院診療計画書（作例例3例）
- (2) 褥瘡対策に関する診療計画書（作成例3例）
- (3) 栄養管理計画書（作成例3例）
- (4) 院内感染防止対策委員会の設置要綱
- (5) 医療安全管理委員会の設置要綱 等

③ 調査

調査は院内視察と関係書類に基づく調査により実施されます。

院内視察	届出されている施設基準に基づき、玄関、受付、病棟、機能訓練室等について、必要に応じて視察を行い、運用の実態を確認。 (例) 看護配置の掲示の有無等
関係書類に基づく調査	関係書類を閲覧し、面接懇談方式により調査を実施。 施設基準に関する届出書や過去の報告(定例報告等)、関係書類等に矛盾がないか確認される。 (例) 委員会の開催頻度や出席者の確認等

■ 調査結果の通知

適時調査後、1か月以内を目安に調査結果の通知が来ます。調査結果のうち、指摘事項「改善事項」と「返還事項」の2つがあります。

指摘事項	内容	医療機関の対応
改善事項	届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められるものの、施設基準の状態の維持には特に問題がないもの。	改善報告書の提出 (通知後1か月後締切)
返還事項	届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められ、施設基準を満たしていないと判断されるもの。	診療報酬の自主返還 (通知後2か月後締切)

■ 診療報酬の自主返還

調査で施設基準を満たしていないことが判明した場合、届出の変更又は辞退が求められます。この際、前回の適時調査以降分を対象として、施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から現時点までの診療報酬の返還が求められます。

■ 適時調査の対策

適時調査では、「届出された施設基準が満たされているか」ということに重点をおいて調査されます。届出当初は施設基準を満たしていても、スタッフの配置転換や退職等をきっかけに、いつの間にか施設基準を満たしていない状態になっていたというケースがよく見られます。このような事態を防ぐためにも、施設基準管理の担当者を決め、定期的に施設基準を満たしているかを点検する等、日ごろからの施設基準管理に対する取り組みが重要となります。

弊社では、外部の視点で貴院の診療報酬算定状況を調査する『診療報酬施設基準コンプライアンス調査』を実施しています。調査方法、調査料金など、詳しくはお問い合わせください。

次回(10月)は、主な指摘事項について、詳しく解説します。

株式会社ユアーズブレイン 医療経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL : 082-243-7331 e-mail : info@yb-satellite.co.jp

担当 大迫、真鍋